

令和8年度長野県立中学校入学者選抜における県外からの受検要項

1 志願資格

- (1) 保護者と一緒に長野県へ転居する者
- (2) 県外から保護者の居住する長野県へ戻る者
- (3) 特別の事情が認められる者

2 「志願承認」を受ける方法

県外から本県の県立中学校を志願する者は、「志願承認願」を、在籍小学校長又は在籍特別支援学校長（以下「在籍小学校長」という。）を経て、長野県教育委員会事務局高校教育課長（以下「高校教育課長」という。）に提出して、長野県教育委員会の承認を受けること。

その流れは次のとおりである。なお、志願承認を受けるにあたっては、令和8年度長野県立中学校入学者選抜要綱の第1の2及び5の(4)を必ず参照すること。

- (1) 志願者の在籍小学校長が、高校教育課に電子申請もしくは郵送で「志願承認願」の様式を請求する。請求の受付は令和7年(2025年)9月10日（水）より行う。（フローチャート手続①）

ア 電子申請

以下のURLからながの電子申請サービスにて行う。

https://apply.e-tumo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=57640

イ 郵送（電子申請できない場合）

小学校名と電話番号を記入したメモ、及び返信用封筒を(3)イの提出先に送付する。返信用封筒は角形2号（縦33.2cm×横24.0cm）に320円切手を貼ったものとし、返信宛先は志願者の在籍小学校長とする。

- (2) 高校教育課が、次の書類をデータにて返送する。郵送での請求の場合には印刷されたものを送付する。（フローチャート手続②）

- ・長野県立中学校志願承認願及び関連する参考様式
- ・令和8年度長野県立中学校入学者選抜要綱
- ・令和8年度長野県立中学校入学者選抜における県外からの受検要項
- ・令和8年度長野県立中学校入学者選抜事務の手引

- (3) 志願者の在籍小学校長が、志願承認を申請する。（フローチャート手続③）

ア 申請期間

令和7年(2025年)10月22日（水）から10月31日（金）午後5時まで

郵送する場合は、受付期間内に到着しないものは無効とする。

イ 提出先

〒380-8570 長野県庁内 高校教育課 管理係 （住所記載不要）

封筒表面に「県立中学校志願承認願在中」と朱書きする）

ウ 申請書類

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 長野県立中学校志願承認願
（令和8年度長野県立中学校入学者選抜要綱様式第6号）② 特別の事由を証明する書類
1の志願資格を証明する書類で、具体例は「4 志願資格と証明書類等」を参照のこと。③ 入学後、自宅から通学させる旨の保護者の誓約書（参考様式1）④ 返信用封筒
角形2号（縦33.2cm×横24.0cm）、270円切手を貼る。
返信宛先は志願者の在籍小学校長とする。 |
|--|

- (4) 県教育委員会が審査を行う。

高校教育課から、志願者の在籍小学校長宛に次の書類を送付する。（フローチャート手続④）

- ・志願承認書（選抜要綱様式第7号）
 - ・入学願書、入学審査料収入証紙納付書、受検票（専用用紙）
- (5) 志願者は、入学願書の所定の箇所に、志願承認書右上の志願承認番号を記入し、志願する長野県立中学校に出願する。（フローチャート手続⑤）
- (6) 志願が承認された場合は、長野県以外の都道府県の公立中等教育学校又は公立併設型中学校への志願はできない。

3 志望県立中学校への志願等について

(1) 志願受付期間

令和7年(2025年)11月11日（火）から11月13日（木）午後3時まで

- (2) 志願に関係する書類については、令和8年度長野県立中学校入学者選抜要綱の第1の5の(2)を参照のこと。

4 志願資格と証明書類等

資格	志願資格の具体的内容	証明書類等の具体例
1 (1) 一家転住	保護者の転勤により転居する場合	転勤証明書（一家転住の内容を含むもの）
	家屋の新築又は購入等により転居する場合	事情について事由を証明できる書類 事由を証明できる書類が得られない場合は、 在籍小学校長が証明する副申書（参考様式2）
	長野県に居住している保護者の一方の元に、保護者の他の一方とともに転居する場合	事情について事由を証明できる書類 事由を証明できる書類が得られない場合は、 在籍小学校長が証明する副申書（参考様式2）
1 (2) 保護者の元に戻る	長野県内に住む保護者の元に戻る場合	事由説明の在籍小学校長の副申書（参考様式2）
1 (3) 特別事情	保護者の一方とともに長野県内に住む祖父母等と同居する場合	①祖父母等の同居同意書（参考様式3） ②事由説明の在籍小学校長の副申書（参考様式2）
	長野県に住む養父母と養子縁組をする場合	事情について事由を証明できる書類 事由を証明できる書類が得られない場合は、 在籍小学校長が証明する副申書（参考様式2）
	その他のやむをえない事由で長野県内に転居する場合	①事情について事由を証明できる書類 事由を証明できる書類が得られない場合は、 在籍小学校長が証明する副申書（参考様式2） ②特別な事情により本人のみで住む場合は、 身元引受依頼・承諾書（参考様式4）

（注）志願資格、証明書類については、早めに高校教育課管理係に照会してください。（026-235-7430）

【特別な場合】

特 別 な 事 情		証明書類等
海外から	日本人学校 本人のみの帰国でも可	○ 保護者の海外赴任の証明（会社で） 本人のみの場合は、 ○ 身元引受依頼・承諾書（参考様式4）
	外国の現地校（※）	○ 卒業証明書 ○ 成績証明書

（※）外国の学校を卒業して県立中学校を受検する場合は、早めに高校教育課管理係に相談してください。

5 海外から志願申請をする場合

海外から直接長野県の県立中学校を受検する場合には、保護者又は本人が事前に高校教育課管理係の担当と連絡をとること。

- (1) 2(4)の書類の送付先として、日本国内の実家又は赴任先の事業所等の中継箇所に指定すること。高校教育課からは、日本国内の実家又は赴任先の事業所等に関係書類を送付する。
- (2) 事情により5(1)の中継箇所を指定できない場合は、2(4)の書類の送付方法についてあらかじめ高校教育課と協議すること。

6 志願承認から出願までのフローチャートと手続の概要

